

# 中崎まちづくりの会 規約

## (名称)

第1条 本会は、「中崎まちづくりの会」（「まち会」）という。

## (目的)

第2条 自然豊かで、歴史・伝統・文化のある中崎小学校区内（以下「中崎地域」という）において、「世代間が交流し、絆を深め、人とのつながりを大切にする活気あるまち」の形成に寄与することを目的とする。

## (事務所及び事務局)

第3条 まち会の事務所を中崎小学校コミュニティ・センター内に置く。

2 まち会には、事務局を設置することができる。

3 事務局員は、役員会の承認を経て、まち会々長（以下「会長」という）が任命する。

## (事業)

第4条 まち会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域内の情報伝達に関すること。
- (2) 地域住民の健康・福祉に関すること。
- (3) 地域住民相互の親睦・交流に関すること。
- (4) 地域住民の安全・安心に関すること。
- (5) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (6) 地域の歴史・文化の継承に関すること。
- (7) その他まち会の目的達成に必要なこと。

## (構成)

第5条 まち会は、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 中崎地域に居住する住民
- (2) 中崎地域で活動する自治会・町内会、各種団体
- (3) 中崎地域に所在する事業所
- (4) その他、会長が必要と認める者

## (まち会委員)

第6条 まち会にまちづくり委員を置く。

2 まちづくり委員は、前条に定める構成団体の代表者及び地域活動者とする。

3 地域活動者は、まち会の構成員で、かつ目的に賛同する者であれば、誰でもなることができる。

## (役員)

第7条 まち会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～3名
- (3) 部長 各部会から1名
- (4) 幹事長 1名
- (5) 副幹事長 2～4名 (自治会連絡会)
- (6) 会計 1名
- (7) 監査 2名

2 役員は、総会の1か月前の役員会において候補者を選出し、総会において決定する。

なお、第7条に定める役員の内、会長・副会長・会計のいずれかに就任を希望する者は、総会開催2か月前までに書面をもって会長に申し入れることとする。

3 部長・幹事長・副幹事長については、それぞれに所属するまちづくり委員によって互選し、役員候補選出の役員会において推薦する。

4 必要に応じ、役員会の承認を得て、まち会に顧問を置くことができる。

## (役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、まち会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に差し支えあるときは、その職務を代行する。  
また、副会長が複数名の場合は、あらかじめ担当する業務を定めておくこととする。
- (3) 部長は、部会を代表し、部会活動全般を掌握する。
- (4) 幹事長及び副幹事長は、まち会の運営を補佐する。
- (5) 会計は、まち会の運営及び活動に伴う経理事務を行う。
- (6) 監査は、会計及び事業監査を行い、監査結果を会長に報告するものとする。

## (任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第10条 まち会の会議は、総会、役員会、自治会連絡会、各部会で構成する。

## (総会)

第11条 総会は、まちづくり委員によって構成し、会長が招集する。

2 総会は、まちづくり委員の過半数(委任状含む)の出席がなければ開くことができない。

3 総会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数となった時は議長の決するところによる。

4 議長は、出席者の中から会長が指名する。

- 5 まち会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又はまちづくり委員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度、臨時総会を開催するものとする。
- 6 まちづくり委員については、委任状によって出席に代えることができる。
- 7 総会は、次の事項を審議、承認又は議決を行う。
  - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 規約の改廃に関すること。
  - (3) 事業計画・予算、事業報告・決算に関すること。
  - (4) まち会の役員を選出に関すること。
  - (5) その他、まち会の運営に関する重要事項。

### (役員会)

- 第12条 役員会は、総会に次ぐ決議機関であって、会長、副会長、幹事長、副幹事長、部会長、会計によって構成し、会長が招集する。ただし構成員の過半数の請求があった場合、会長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 2 会長が必要としたときは、地域における各種団体及びボランティアグループ、学校における組織の代表者を役員会に招集出来るものとする。
  - 3 役員会は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
  - 4 役員会の議長は、会長が行う。
  - 5 役員会の議決は、原則出席者全員の合意によるものとする。ただし、やむを得ない事情により議決する場合は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは、会長の決するところによる。
  - 6 役員会は、次の事項を決議する。
    - (1) 総会に付議すべき事項。
    - (2) 部会間の情報交換及び自治会連絡会との連携に関すること。
    - (3) 顧問を置くこと。
    - (4) その他、まち会の運営に関する重要事項。

### (自治会連絡会)

- 第13条 自治会連絡会は、中崎地域内の連絡体制として、大蔵地区連合町内会と人丸西部連合町内会に属する各自治会、各マンション自治会、その他の自治会及びそれに準ずる組織（マンション管理組合等）の代表者を幹事として構成し、幹事長が招集する。ただし構成員の過半数の請求があった場合、幹事長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 2 自治会連絡会には、幹事長及び副幹事長を置く。
  - 3 幹事長及び副幹事長は、幹事の中から選出し、総会にて承認される。
  - 4 幹事長は、自治会連絡会を代表し連絡会全般を統括する。副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が事故あるときは、その職務を代行する。
  - 5 会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 6 会議の議長は、幹事長が行う。
- 7 会議の議決は、原則出席者全員の合意によるものとする。ただし、やむを得ない事情により議決する場合は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは、幹事長の決するところによる。

### (各部会)

第14条 第4条の規定に則り、総会及び役員会で決定された方針に基づき具体的な取り組みを実施するため、まち会に次の部会を置く。

- (1) 福祉部会
- (2) 交流部会
- (3) 安全・安心部会
- (4) 環境部会
- (5) 歴史・文化部会

- 2 部会はまちづくり委員で構成し、希望する複数の部会に加入することが出来る。
- 3 各部会には部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し部会活動全般を掌握する。副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 部会は必要に応じて部会長が招集する。ただし、部会員の過半数の請求があった場合は、部会長は速やかに会議を招集しなければならない。
- 7 会議は、部会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 会議の議長は、部会長が行う。
- 9 会議の議決は、原則出席者全員の合意によるものとする。ただし、やむを得ない事情により議決する場合は、出席者の過半数で決し、可否同数となったときは、部会長の決するところによる。

### (会計)

第15条 まち会の運営等に関する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 まち会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

### (雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、まち会の運営に必要な事項に関しては、会長が役員会に諮り、別に定める。

## 附 則

1. この規約は、平成26年7月26日から施行する。
2. 平成28年6月4日 一部改正
  - ・第12条（役員会）項目追加、第14条（各部会）部会名の表示ほか
3. 平成29年6月17日 一部改正
  - ・第7条（役員）
    - 第1項 項目番号追加 第2項 条文訂正
    - 第3項 条文追加 以下項目繰り下げ
4. 令和2年6月20日 一部改正
  - ・第7条（役員）
    - 第1項（6） 会計 1名